

経済産業省

20250807保局第1号
令和7年8月14日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈についての廃止及び制定について

「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」を別紙のとおり制定する。

附 則

1. この通達は、令和7年12月25日から適用する。なお、令和7年12月24日までには、従前の例によることができる。
2. 消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（20250220保局第1号）は廃止する。

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について

制定 令和7年8月14日

1 特定製品

消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第四十八号）別表第1に掲げる特定製品についての解釈は、次のとおりとする。

(1) 家庭用の圧力なべ及び圧力がま

「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」とは、通常家庭用に使用されるなべ及びかまのうち、その使用状態において本体にふたが固定され、内部に発生した水蒸気が容易に外部に漏れない構造になっているものであって、内部の水蒸気により内部に圧力がかかるものをいい、専ら炊飯のため又は食物を煮るために使用されるものをいう。

「家庭用」とは、一般消費者が家庭で使用する場合をいうものであり、通常業務用を使用される大型の圧力なべ及び圧力がまは、対象としない趣旨から、その内容積は10リットル以下のものに限定することとする。

「内容積」とは、圧力なべ及び圧力がまに水を満たしたときの容積をいう。

「9.8キロパスカル以上のゲージ圧力」とは、外部の気圧よりも内部の気圧の方が9.8キロパスカル以上高くなっていることをいう。

「なべ」とは、主に食物を煮るために使用されるものをいう。

「かま」とは、主に飯を炊くために使用されるものをいう。

(2) 乗車用ヘルメット

「乗車用ヘルメット」とは、自動二輪車又は原動機付自転車に乗車する者が衝突等の事故の際に頭部への衝撃を緩和するために着用するヘルメットをいう。

なお、電気用、荷役用、鉱山用、工事用等の業務で使用することを目的としたヘルメットや玩具、スポーツ用（レース用を含む。）のヘルメット等その外観、形状等からみて明らかに「乗車用ヘルメット」と異なるものは、規制の対象としない。

「乗車用」とは、国内外の規格で、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第三十一号。以下「法」という。）関係法令及び本解釈で定める「乗車用ヘルメット」に該当する規格に適合している旨の説明・表示をして販売されているヘルメットを含み、「装飾用」と表示して販売することで法の対象外とするものではない。

「国内外の規格」とは、日本産業規格（JIS: Japanese Industrial Standards）、米国運輸省規則（DOT: Department of Transportation）、国際連合欧州経済委員会規則（ECE: Economic Commission for Europe）、SNE LL規格等のうち、「乗車用ヘルメット」に係る規格をいう。

「レース用」とは、オートレースのような公営競技又はサーキットを走行するロードレースやモトクロスのようなクロスカントリーレース等の特定のレース場で走行することを目

的として設計したヘルメットをいうが、上述の「乗車用」に該当し、かつ、一般消費者が購入できるものについては、法の対象とする。

一般消費者が法で規制する「乗車用ヘルメット」と誤認するおそれのあるものについては、それを利用する一般消費者が一見して分かるようにするため、活字の大きさを 14 ポイント (4.9mm) 以上で「公道使用不可」、「四輪競技用」等の記載を行い、当該ヘルメットの外面の見やすい箇所に容易に脱落しない方法又は消えない方法で表示することが望ましい。

(3) 乳幼児用ベッド

「乳幼児用ベッド」とは、乳幼児の睡眠又は保育の用に供されるベッドをいう。このうち規制の対象とするのは、脚、床板及び枠を有する構造のものであって、主として家庭において、出生後 2 4 月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除くものとする。

この場合において、

① 次に掲げるものは、家庭において出生後 2 4 月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用されることがあるが、その使用目的、構造等から、規制の対象としない。

イ シートを取り外して乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる乳母車、傾斜させて乳幼児の睡眠又は保育の用に供することができる椅子等

ロ とう製、合成樹脂製等の籠であって、乳幼児の睡眠又は保育の用に供されるもの
ハ 籠等をハンモック式に吊り下げた、いわゆるハンモック式ベッド

ニ ベビーサークル (ただし、床板を有するサークル兼用ベッドは規制の対象とする。)

② 「主として家庭において」使用することを目的として設計したものに限定したのは、病院、保育所等において、専ら業務用として用いられる乳幼児用ベッドは、管理者 (専門的な知識を有する者等) が存する施設において使用することを目的として設計されるものであり、規制の対象とする必要はないとの趣旨によるものである。

したがって、病院、保育所等で使用される乳幼児用ベッドであって、当該施設で使用されるために特別に注文して製造されたものは、規制の対象とはしないが、他方、病院、保育所等で使用される乳幼児用ベッドであってもそれが一般消費者が家庭において使用することを目的として設計されたものである場合は、規制の対象とし、また、デパート等のベビー・ルーム、休憩室等において使用される乳幼児用ベッドもその使用の態様は家庭における場合と同様であるので、通常は、「主として家庭において」使用することを目的として設計したものに該当し、規制の対象とする。

③ 「出生後 2 4 月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したもの」としたのは、運動神経が未発達であり、その安全の確保について特別の配慮をする必要があるのは、通常、出生後 2 4 月以内のいわゆる乳幼児であるので、規制の対象をこのような乳幼児の睡眠又は保育用のベッドに限定する趣旨である。

したがって、二段ベッドのように通常出生後 2 4 月を超える幼児の睡眠用に使用されるベッドは、規制の対象とはしない。

なお、出生後 2 4 月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計されたものである以上、当該乳幼児用ベッドが例えば 3 0 月の乳幼児の睡眠又は保育に使用するため購入する一般消費者に販売されたとしても、規制の対象とする。

④ 「揺動型」とは、ベッド本体を揺り動かすことができる構造のものをいい、具体的にはベッドの脚部に湾曲した木材等を取り付けている、いわゆるシーソー式ベッド（揺り籠を含む。）がこれに該当する。

（４）登山用ロープ

規制の対象となる「登山用ロープ」とは、通常ザイルと呼ばれているもののうち、岸壁や急傾斜の氷雪面等の登はん又は下降中にスリップ等で登山者が墜落した場合に、登山者の身体の落下を止めるために、身体確保用として用いられるロープをいう。したがって、荷物運搬用ロープ、あぶみ用ロープ、雪崩ひも等は、表示又は販売方法によりその旨が明らかにされている場合は、規制の対象とはならない。また、漁業用、工業用等ロープは、通常表示又は販売方法により、登山用として使用されないことが明らかにされているので、規制の対象とはしない。

また、規制の対象となる登山用ロープ以外のロープを販売しようとする場合において、外觀上当該ロープと登山用ロープ（身体確保用のものに限る。）との識別が困難なものについては、身体確保用には使用しない旨をロープの末端部に容易に脱落しない又は消えない方法で表示するとともに、中央部に下げ札をもって表示すること。

（５）携帯用レーザー応用装置

「携帯用レーザー応用装置」とは、レーザー光（可視光線に限る。）を拡散させずに外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものであって、携帯用のものをいう。

「携帯用」とは、容易に持ち運びできるものであって、携え持ったまま使用するものをいう。建物に設置されたコンセント等に電源コードを接続して使用するものや、建物や他の固定された機械・器具等に据付けて使用するもの、携え持ったまま使用することでは製品の目的が達成されないものは「携帯用」に当たらず規制の対象としない。

なお、通常は固定して使用するものであっても、二次電池等の電源を自ら備え、又は電源の供給元が容易に持ち運びできるようなものであって、携え持ったまま使用することも想定され得るものは、規制の対象とする。

「可視光線」とは、波長がおおよそ４００ナノメートルから７００ナノメートルの光線のことをいう。

「外部に照射」とは、通常の使用状況において、レーザー光が外部に照射されることをいう。例えば、ＣＤプレイヤーの読み取り装置やレーザープリンターに使用される光源のように、装置の外部にレーザー光が照射されないものは、「外部に照射」に当たらず、規制の対象とはしない。

「拡散」とは、ＪＩＳ Ｃ６８０２（２０１４）レーザー製品の安全基準４．４に規定する条件を満たし、従来型のランプとして機能することをいう。従来型ランプの代替製品や、レーザーバックライト方式のプロジェクタは、規制の対象とはしない。

なお、ＪＩＳ Ｃ６８０２（２０１４）レーザー製品の安全基準４．４に該当し、規制の対象とならない製品にあつては、当該製品の見やすい箇所に、かつ、容易に消えない方法で、その旨を表示すること。

「文字又は図形を表示すること」には、レーザーポインターのように図形（点を含む。）や

文字等を表示することや、レーザー光を光源として映像等を表示することも含まれる。レーザー走査式のプロジェクタ、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等についても、携帯用のものであれば規制の対象とする。

(6) 浴槽用温水循環器

「浴槽用温水循環器」とは、ポンプ等の動力を用いて浴槽内の温水を循環させる装置をいう。このうち、主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであって専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が10リットル毎分未満のものを除くものを規制の対象とする。

この場合において、上記の対象となる浴槽用温水循環器以外のものを規制の対象外とするのは、次の理由による。

- ① 「主として家庭において使用することを目的として設計したもの」に限定したのは、スパ、病院、銭湯等において、専ら業務用として用いられる浴槽用温水循環器は、管理者（専門的な知識及び経験を有する者等）が存する施設において使用することを目的として設計されるものであり、規制の対象とする必要はないとの趣旨によるものである。
- ② 「水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであって専ら加熱のために水を循環させるもの」を規制の対象外としたのは、通常の追いだき機能のみを有する装置については、入浴している者が装置の作動中に熱湯が噴き出す噴出口に近づくことは通常使用される状況から考えにくく、吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものについては、吸入口に髪の毛が吸い込まれるような事故が生じる可能性は極めて低いためである。
- ③ 「循環させることができる水の最大の流量が10リットル毎分未満のもの」を規制の対象外としたのは、一部の玩具等の中には、動力によって浴槽内の水を循環させるものがあるが、これらの製品については、循環させる流量が少量であるためであり、また、通常使用される状況から、吸入口に髪の毛が吸い込まれるような事故がおよそ生じえないことが明らかであるためである。

(7) 石油給湯機

「石油給湯機」とは、灯油を燃料とした給湯機能を有し、灯油の消費量が70キロワット以下であって熱交換器容量が50リットル以下のものに限られ、給湯機能に加え、風呂を沸かす機能又は温水を循環させて床暖房や浴室乾燥等の用に供することができる機能をもつものも含まれる。

これらには、日本産業規格で規定される「油だき温水ボイラ（JIS S3021）」、「石油小形給湯機（JIS S3024）」、「石油給湯機付ふろがま（JIS S3027）」等がある。

なお、燃料としてまき等を併用できるものも含むが、石油バーナを点火のためのみに使用するものは除くこととする。また、コージェネレーション等、副次的に給湯する機能を持つものも除く。

(8) 石油ふろがま

「石油ふろがま」とは、灯油を燃料として風呂を沸かす機能を有するものであって、灯油の消費量が39キロワット以下のものに限られ、給湯機能は有せず、浴槽の水を循環させ

バーナによりお湯を沸かす単機能のものをいう。

これらには、日本産業規格で規定される「石油ふろがま(J I S S 3 0 1 8)」等がある。

なお、燃料としてまき等を併用できるものも含むが、石油バーナを点火のためのみに使用するものは除く。

(9) 石油ストーブ

「石油ストーブ」とは、灯油を燃料とし、機器からの放射熱や対流熱で屋内等を暖める方式のものであって、灯油の消費量が、自然通気形開放式石油ストーブにあつては7キロワット以下、その他のものにあつては12キロワット以下のものに限られる。

これらには、日本産業規格で規定される「自然通気形開放式石油ストーブ(J I S S 2 0 1 9)」、「密閉式石油ストーブ(J I S S 2 0 3 1)」、「強制通気形開放式石油ストーブ(J I S S 2 0 3 6)」、「半密閉式石油ストーブ(J I S S 2 0 3 9)」等がある。また、日本産業規格で規定される「石油こんろ(J I S S 2 0 1 6)」のうち暖房機能があるものも含む。

なお、J I S B 8 4 1 6 (業務用油だき可搬形ヒータ)は含まない。

(10) ライター

「ライター」とは、主としてたばこに火をつけるための器具をいい、多目的ライター(点火棒ともいい、主として、ろうそく、暖炉、木炭又はガス燃焼グリル、キャンプ用ストーブ、ランタン、燃焼器具又は装置用の燃料及びパイロットライト等を点火させるために用いられるもの)を規制の対象に含む。

「燃料の容器」とは、ライターの燃料を直接充填している部分をいい、その外部が金属のケースであっても対象とする。ただし、「燃料」とは、液化ガスやオイル等の燃料を使用するものをいい、電熱コイル式のように燃料を使用せずに火を付けるものは、規制の対象としない。

「燃料の容器と構造上一体となっているもの」とは、卓上用ガスこんろの内部に部品として装着されている点火器具(火花発生器)のような燃料の容器を有さない火花発生器及びカセットボンベを差し込んで使用するキャンプ用の点火バーナーなどの燃料容器が脱着式になっている点火器具を規制の対象外とすることを明確化したものである。

「プラスチック」とは、燃料を貯蔵する構造体の主要な部分が、可塑性があり、加熱により軟化し、任意の形に成型できる有機高分子物質でできているものをいう。

ただし、以下の全ての条件に合致する製品については、当該「ライター」の規制対象範囲から除外する。

- ① ライターの燃料が再充填可能であること。
- ② 出荷日から少なくとも5年間の安全な継続使用が確保されるよう設計・製造されるものであること。
- ③ 小売販売日から少なくとも2年間の保証書を提供すること。
- ④ ライターの点火装置を含む主要な部品は、出荷日から少なくとも5年間の修理が可能なものであって、かつ安全に燃料が再充填可能であること。

なお、やむを得ない場合を除き、製品の交換による修理は含まないものとする。

- ⑤ 製造又は輸入の事業を行う者が日本国内に設置するアフターサービスセンター等でラ

イター部品の交換及び修理が可能であること。

(11) 磁石製娯楽用品

「磁石製娯楽用品」とは、磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであって、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものである。強力な磁力を持つ磁石と磁石を引き合わせて使用することを楽しむことを目的とする製品であって、子供向けと認められる広告、説明書等のない製品についても、娯楽用品であれば規制の対象とする。

「磁石と他の磁石とを引き合わせる」とは、製品を構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品同士を引き合わせることにしている。上述のとおり、規制の対象とするのは、磁石が他の磁石と引き合う現象を楽しむ製品であり、磁石同士を結合及び分離させることが製品を使用する際の前提となっている製品とする。そのため、例えば、マグネット付き将棋・囲碁セットのように、将棋の駒のような磁石を使用する部品と金属盤等の磁石以外の磁性部品が引き合うものや、掲示板等に用いる文具用マグネットにあっては、「磁石と他の磁石とを引き合わせる」に当たらず、規制の対象とはしない。同様に、経済産業省令で定める大きさ以下の個々の磁石又は磁石を使用する部品がいずれも互いに反発するものにあっても規制の対象とはしない。また、構成部品を簡易固定するために磁石を内蔵した模型組立てキットについても、磁石同士を引き合わせることを楽しむものではないことから、規制の対象とはしないが、立体パズルのように、磁石同士を引き合わせることを製品の目的となっているものについては、規制の対象とすることがある。

「玩具その他の娯楽用品として使用するもの」とは、磁石と磁石を引き合わせて使用することを楽しむことを目的とする製品をいい、マグネットセット、マグネットパズルのほか子供向けのアクセサリ玩具等がこれに当たる。マグネットセットについては、ストレス解消等を目的とした健康グッズやインテリア等の名目で販売されている製品も存在しているが、いかなる名目で販売されたとしても規制の対象とする。他方で、成人向けに販売されるマグネットピアス等の装身具は、装飾品であり、娯楽用品には該当しないため、規制の対象としない。また、工作の材料や模型等に使用されるホビー材料として販売される磁石についても、磁石そのものが玩具その他の娯楽用品として使用されるものではないことから、規制の対象としない。

「経済産業省令で定める大きさ」とは、消費生活用製品安全法施行令別表第一第十一号及び第十二号に規定する経済産業省令で定める大きさを定める省令（令和5年経済産業省令第二十九号。以下「大きさ省令」という。）で定める大きさで、磁石又は磁石を使用する部品を、圧縮せずにかつ任意の方向で大きさ省令別図に示す寸法の円筒形の容器内に入れて、完全に容器内に収まる大きさをいう。製品を構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品の全てに対して、この手順で繰り返し確認すること。

なお、大きさ省令に規定する「これを構成する磁石を使用する部品から磁石が容易に外れる構造となっているもの」とは、IS08124-1(2022) Safety of toys -Part 1: Safety aspects related to mechanical and physical properties 4.31.3 All other toys with magnets and magnetic components b) 及び c) にのっとり、5.31 Tension test for magnets を行い、試験対象の磁石が製品本体から分離することをいう。

(1 2) 吸水性合成樹脂製玩具

「吸水性合成樹脂製玩具」とは、水を吸収して膨潤するゲルを使用した合成樹脂を玩具の用に供することを目的に販売されている製品をいう。したがって、吸水性合成樹脂の部分が、吸水性でない外殻に覆われている玩具については、製品として膨潤しないことから、規制の対象とはしていない。

吸水性合成樹脂製玩具による誤飲事故は、専ら乳幼児に発生しているが、現に製品使用者の対象年齢を6歳以上としていたとしても、乳幼児による誤飲事故を防止できなかったことから、製品が想定する使用者の対象年齢に関係なく、玩具として使用される吸水性合成樹脂製玩具は規制の対象となる。知育玩具として販売される製品も対象となることから、実験キットについても規制の対象となることがある。一方で、園芸用、インテリア用等、玩具としての用途がない製品は規制の対象としない。

「吸水」とは、物体が水を吸うことをいう。

「膨潤」とは、ゲルが液体を吸収して体積を増す現象をいう。カプセル入りスポンジ玩具（ゼラチン等でできたカプセル中に圧縮されたスポンジが吸水により膨らむ玩具）が膨らむ現象は「膨潤」に当たらず、規制の対象とはしない。

「経済産業省令で定める大きさ」とは、大きさ省令で定める大きさであって、吸水性の合成樹脂の部分を、吸水前の状態において、圧縮せずにかつ任意の方向で大きさ省令別図に示す寸法の円筒形の容器内に入れて、完全に容器内に収まるものをいう。吸水性の合成樹脂の部分全てに対して、この手順で繰り返し確認すること。

(1 3) 乳幼児用玩具

「乳幼児用玩具」とは、乳幼児の遊戯に使用される玩具をいう。このうち規制の対象となるのは、主として家庭において、出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限るものとする。

この場合において、

- ① 「主として家庭において」使用することを目的として設計したものに限定したのは、病院、保育所等において、専ら業務用として用いられる乳幼児用玩具は、管理者（専門的な知識を有する者等）が存する施設において使用することを目的として設計されるものであり、規制の対象とする必要はないとの趣旨によるものである。

したがって、病院、保育所等で使用される乳幼児用玩具であって、当該施設で使用されるために特別に設計されたものは、規制の対象とはしないが、他方、病院、保育所等で使用される乳幼児用玩具であってもそれが一般消費者が家庭において使用することを目的として設計されたものである場合は、規制の対象とする。また、デパート等のベビー・ルーム、休憩室等において使用される乳幼児用玩具もその使用の態様は家庭における場合と同様であるので、通常は、「主として家庭において」使用することを目的として設計したものに該当し、規制の対象とする。

- ② 「出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したもの」としたのは、子供は乳児期の初期から、生まれつきの探索心に突き動かされ、製造事業者が意図しなかった方法で製品を使用することがあるとされている（日本産業規格「安全側面一規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針」（JIS Z 8050、IS

○/IEC Guide 50) 参照) ことを踏まえたものである。最も頻繁に観察される探索行動の一つとして、ものを口に含む行動が挙げられ、これは出生後36月までに見られるとされている。このほかにも、手、足、頭などの体の一部をものの中に挿入する行動が出生後6月頃から、様々なものがどのような音を出すかを聞くために強打する行動が出生後9月頃から、ものを投げる行動は1歳頃から見られるようになるのとされている。こうした特異な「使用状況」に晒される蓋然性が高く、実際に、出生後36月未満の乳幼児の玩具での窒息による死亡、指の挟み込みによる後遺症を残しかねない切り傷やうっ血、突き刺し等の重傷事故が繰り返し発生していることから、規制の対象を特に安全を確保すべき出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計された玩具に限定する趣旨である。

したがって、通常出生後36月以上の子供の遊戯に使用することを目的として設計された玩具は、規制の対象としない。

なお、出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計されたものである以上、その乳幼児用玩具が小学生の子供の遊戯に使用するため一般消費者に販売されていたとしても、規制の対象とする。

また、出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用するほか、他の用途にも使用できる機能を有するものについては、以下の整理とする。

イ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が物理的に明確に区分できるものについては、乳幼児用玩具と認められる部分のみを規制の対象とする。

ロ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が組み合わさって一体となっている製品については、ボタンや車輪等の乳幼児の遊戯用と認められる機能を有するものは、乳幼児用玩具として規制の対象とする。ただし、デザインの一環として動物、キャラクター等のマスコット、ぬいぐるみ等が用いられているだけであって、他の用途に使用されるものであることが明らかなものについては、規制の対象とはしない。

③ 次に掲げるものは、家庭において子供の遊戯に使用されることはあり得るが、出生後36月未満の乳幼児に使用されることを目的として設計されることが想定されないものである。ただし、次に掲げる製品に該当する製品であっても、構造等から出生後36月未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うものは、規制の対象とする。

イ 高度なパズル(100ピース以上あるもの、絵柄がないもの等)

ロ 凧その他骨組に布等を貼り付け風力により空に揚げるもの

ハ スーパーボールその他弾性率が非常に高い合成樹脂等の小球

ニ ビー玉、おはじきその他指先ではじき当てることにより遊ぶもの

ホ スリング、カタパルト、パチンコその他弾丸を飛ばすことにより使用するもの

ヘ 金属の先端がついたダーツセットその他先端の鋭い発射体が用いられるもの

ト インラインスケート、ローラースケートその他靴底に小車輪の付いたもの

チ 出生後36月以上の一般消費者が使用することを目的として設計された模型キット

ト、手工芸品、人形、ぬいぐるみ、バルーン、ペンライト、ストラップ、スタンプ等

リ ビデオ玩具その他有線で又は無線でテレビ等に接続し、画像等を表示させ、コントローラー等を操作することにより遊ぶもの（モニタ、プロジェクタ、ディスプレイ等の呼称や放送受信機器の有無を問わない。ただし、出生後36月未満の乳幼児が使用することを目的として設計したと認められるコントローラー等が附属するものは規制の対象とする。）

④ 次に掲げるものは、家庭において出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、その使用目的、構造等から、ほかの安全性に係る確認をする方が適当であると考えられるため、規制の対象とはしない。

イ 自転車、三輪車、四輪車、スケートボード、キックスケーターその他車輪を備え移動に使用するもの（一時的に屋外でも使用できるとされる製品であって、防水性能等の屋外での長期の使用に耐える機能が認められないものについては、移動用とは認められず、乗用玩具として出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ロ 浮き輪、水上玩具その他浮力を利用して乳幼児の身体の全部又は一部を支えるもの（乳幼児の体に取り付ける形状であるかどうかに関わらず、ベッド、ボート等の形状で乳幼児が上に乗ることができる構造のものを含む。ただし、乳幼児が身に着ける又は上に乗るための構造が認められず、投げて遊ぶものと認められるビニールボールで、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ハ ゴーグル、シュノーケル、足ひれその他水泳を補助するために使用するもの

ニ ぶらんこ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、トランポリンその他大型器具（屋内外の使用は問わず、乳幼児が全身を使ってぶら下がる、滑り落ちる等の不安定な動きをすることが想定されるものを規制の対象外とし、乳幼児が寝転んで遊ぶベビージム、上に座って遊ぶ乗用玩具等で、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ホ 乳幼児の体に取り付け、体を預ける構造である歩行器（乳幼児が手で押すことにより遊ぶものである手押し車、ワゴン等で、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ヘ 乳幼児が吸い付くためのニップルを含む構造であるおしゃぶり（乳幼児に吸い付かせることが明らかに意図される構造であるものを規制の対象外とし、歯固めのように、乳幼児が噛むこともできるが、握る、投げる、又は音を鳴らす等の動作を促して遊ぶことに使用されることが想定されるもので、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ト 食品安全基本法（平成15年法律第四十八号）第2条に規定する「食品」であるもの（食品と同梱され、又は一体として販売されるものは、それだけでは食品とはみなさない。食品を除いた部分が出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計されたものについては、規制の対象とする。）

チ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第百四十五号）第2条に規定する「医薬品」、「医薬部外品」又は「化粧品」であ

るもの（入浴剤に内蔵される人形のように、医薬部外品と同梱され、又は一体として販売されるものは、それだけでは医薬部外品とはみなさない。医薬部外品を除いた部分が生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計されたものについては、規制の対象とする。）

リ 花火、雷管

⑤ 次に掲げるものは、家庭において生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、その使用目的、構造等から、規制の対象としない。

イ 書籍、雑誌、カードその他文字若しくは絵図等により情報を伝達する、又は知識を習得させるもの（布、木材等の素材により触感を楽しませるもの、電子的にディスプレイに文字若しくは絵図等を表示するもの又は音響装置その他の機構を有するものは、これに当たらない。）

ロ 鉛筆、消しゴム、画用紙その他文字若しくは絵図等を描く、若しくは消すことにより情報を記録すること、又はこれを補助するもの（単純な紙製のぬり絵、折紙等は規制の対象としない。ただし、文房具として販売されるものであっても、当該文房具として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

ハ テニスラケット、サッカーボール、卓球ボール、ゴルフボールその他スポーツ競技のために使用するもの（プラスチック製のバッドその他スポーツ用具を模しているだけであって、競技用として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

ニ ピアノ、バイオリンその他音楽を演奏するために使用するもの（楽器を模しているだけであって、音楽の演奏用として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

ホ 椅子、机その他家具として使用するもの（家具を模しているだけであって、家具として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

ヘ 靴、帽子、マフラー、アクセサリその他衣類（実用的な用途よりもむしろ行事、イベント等において仮装して遊ぶことを目的として設計されたコスチュームであって、生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ト キッチン用品、装飾用品、インテリア雑貨その他居住のために用いられる生活雑貨
チ インテリア、その他室内外を装飾するもの（壁掛けに適した形状であるなど、飾ることを目的としていることが明らかであるものに限る。）

2 検査の方式、例外承認申請等

(1) 検査の方式

検査の方式は、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（通商産業省令第十八号。以下「技術基準省令」という。）第14条によるものとするが、その解釈は別表のとおりとする。

なお、技術基準（技術基準省令別表第1の技術上の基準をいう。以下同じ。）を満たす解釈は、これに限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術基準に適合していると判断し得るものである。

(2) 型式の区分の扱い

- ① 技術基準省令別表第2に掲げる乗車用ヘルメットの型式の区分のサイズにおいて、内装クッションが固定式でないものの取扱いは、内装クッションが最も大きな状態での寸法による区分を適用する。この場合において、内装クッションの内周長の測定が附属品の存在等内周の状態によって一義的に測定しえないときもあるので、原則として内装クッションの設計の大きさを基準として測定することとし、内装クッションの設計の大きさが不明のときは、帽体の同一型式ごとに、内装クッションの平均した大きさを基準とする。
- ② 吸水性合成樹脂製玩具の吸水前の形状が卵形のものについては、技術基準省令別表第2に掲げる吸水性合成樹脂製玩具の型式の区分に定める吸水前の形状のうち「(1) 球形又は回転楕円体のもの」に該当するものとする。

(3) 製造事業者等が行うリースと法第4条との関係

特定製品の製造又は輸入の事業を行う者が特定製品を直接一般消費者に対価を得て貸与すること（いわゆるリース）は、販売には該当しないので法第4条の適用はない。

(4) 輸出に係る例外の届出、製造・輸入又は販売に係る例外の承認の申請

- ① 技術基準省令第4条第1項の「特定製品が輸出用のものであることを証する書面」とは、製造又は販売を行う者が輸出を直接行う場合（輸出事業者と輸出代行契約を締結している場合を含む。）にあつては輸入事業者との売買の契約書、信用状、輸出承認書、輸出申告書（銀行認証用）、インボイス及び輸出申告書（税関用）のいずれか一つの写し、これ以外の場合にあつては輸出事業者との当該製品が輸出されることが明記された売買の契約書の写しとする。
- ② 法第4条第3項第二号又は第11条第1項第二号に規定する輸出用以外の特定用途に供する特定製品として例外の扱いを認められるものとは、特定の需要家に使用され、又は試験用等特定の方法で使用されるものであつて、一般消費者の手に渡らないものをいう。
また、例外承認申請書の「承認を申請する理由」には、特定製品が一般消費者の手に渡らない理由を明記することとする。
- ③ 輸出用例外届出書及び例外承認申請書に記載する「性能の概要」については、試験又は検査の結果に基づく性能の概要を記載する必要はなく、設計上の性能の概要を記載することをもって足りることとする。
- ④法第4条第3項第四号に規定する古物である子供用特定製品の販売について、例外の扱いを認められるものとは、当該子供用特定製品が、子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものをいい、その申請は販売事業者ごとに、以下の事項とともに行うこととする。
 - イ 特定製品の区分（子供用特定製品であるものに限る。）
 - ロ 販売を予定する店舗の名称及び所在地
 - ハ 販売を予定する店舗ごとの販売を予定する数量（前年度の販売実績等から予想される大まかな販売を予定する数量を店舗ごとに記載することとする。）
 - 二 子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な体制整備の内容（具体的には、(1)販売に当たる職員向けの研修を最低でも年に1度以上開催していることなどが確認できる研修予定スケジュール、(2)販売に当たる職員向けの販売マニユ

アル、(3)各店舗において中古品特例措置に責任を有する者を任命していることが確認できる責任者名・役職等の一覧表等により確認することとし、国からの求めに応じた必要な対応が取れる適切な体制が整備されていることとする。)

⑤法第4条第3項第四号に規定する古物である子供用特定製品の販売について、例外の扱いを承認する際には、以下のような条件を付すことを基本とする。

イ 当該製品の安全性及び正しい使用方法が確認できていないことを一般消費者が理解の上で購入できるようにすること。具体的には、製品の安全性及び正しい使用方法が確認できていない製品であることを記載した書面を用意し、商品販売時に販売員が書面を提示しながら一般消費者に対して口頭で説明する等の対応がこれに当たる。なお、オンライン販売の場合には、製品の販売画面に表示される商品説明欄等において、製品の安全性及び正しい使用方法が確認できていない製品であることを明記することにより代えることができる。

ロ 当該製品は、法第6条の規定による届出に係る特定製品であると推測されるなど、法第11条第2項(特別特定製品の場合にあつては、同項及び第12条第1項)の規定による義務が履行されたものであると推定されること。具体的には、容器包装のなくなった中古品であっても、製品本体のロゴ、デザイン等から当該製品の製造事業者/輸入事業者を判別し、経済産業省から公表される乳幼児用玩具の届出を行っている事業者に該当することを確認する等の対応がこれに当たる。

ハ 当該製品を販売する時点で、当該製品が事業者による回収、点検、修理その他の流通させることが適当でないと認められる措置の対象となっていないこと。また、当該製品の破損や劣化によって、当該製品が一般消費者の生命又は身体に対する危害を発生させるおそれ認められないこと。具体的には、経済産業省ホームページにおいて公表されているリコール製品に該当しないことを確認することに加え、ISO8124-1:2022に規定される直径31.7mmの小部品シリンダーに収まる大きさである容易に取り外せる部品が含まれないこと、怪我をするおそれのある鋭い先端等がむき出しとなった破損箇所等がないこと等を確認する対応がこれに当たる。

二 経済産業大臣より、古物である子供用特定製品の販売に係る例外の承認を受けた事業者であることを、当該製品を購入しようとする一般消費者が認識できるようにすること。具体的には、特定製品の区分、事業者名・店舗名、販売予定数量とともに経済産業省から中古特例承認を受けている旨が表示された書面を、店舗に来店した一般消費者が容易にみることができる場所(店舗入口、レジ周辺等)に掲示する対応がこれに当たる。

ホ 古物である子供用特定製品例外承認申請書に記載された当該製品について、毎年度の終期から30日を超えない日以内に、当該年度内に実際に販売を行った当該製品の数量を、販売を行った店舗ごとに集計し、経済産業大臣に報告すること。

(5) 法第6条第四号の主務省令で定める要件

技術基準省令第7条の2第二号に規定する法第11条第2項の規定による検査を定期的に行うことについては、現時点での国内外の類似制度における安全確認のための検査の周期等を踏まえ、3年以内に当該検査を行っている場合にこれに当たるものとする。

(6) 法第6条第五号の措置の基準

技術基準省令第16条の被害者に対する損害賠償措置において2以上の者を共同被保険者とする保険契約を保険会社と締結するときは、保険期間中の填補限度額は共同被保険者数に3千万円を乗じた額以上とする。

3 子供用特定製品の使用年齢基準

法第12条の2第1項の規定による使用年齢基準は、技術基準省令別表第1の2によるものとするが、その解釈は、次のとおりとする。

(1) 合理的な根拠に基づくものであること

「合理的な根拠に基づくものであること」とは、子供の身体的・精神的発達の程度、興味・関心の程度及び行動様式に応じて製品の対象年齢が適切に設定されていることをいう。

例えば、乳幼児用玩具については、上記の考え方を踏まえて、玩具の対象年齢の決定のための目安を示す ISO/TR8124-8:2024、N° 11 GUIDANCE DOCUMENT ON TOYS INTENDED FOR CHILDREN UNDER 36 MONTHS OF AGE OR OF 36 MONTHS AND OVER 又は ASTM F963-23AnnexA1 などがあり、事業者は、これらに沿って対象年齢を設定している場合は、合理的な根拠に基づくものと説明することができる。

なお、ISO/TR8124-8:2024 は、使用開始の最少年齢に関する目安であることから、ある特定の玩具カテゴリーに対して言及される開始年齢が、そのカテゴリーに属する全ての玩具の適正な年齢でなければいけないことを意味するものではなく、ピースの数、寸法、詳細さ及び実物性の水準、特定の玩具の特定の機能によって、対象年齢を変更する／上げることが可能であるとされている。

(2) 広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと

「広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと」とは、製品を広く知らせ、人の関心を引きつけるための文書、絵図、写真、動画その他の表示（製品の容器包装における表示を含む。紙、電子等の媒体は問わない。）から一般消費者が通常、認識し、又は推定する製品の対象年齢と、製品の対象年齢に矛盾が生じないことをいう。

例えば、製品の容器包装に、1歳未満と合理的に推測できる子供が当該製品で遊んでいる写真が掲載されているにもかかわらず、当該製品の対象年齢を3歳以上などとして販売すれば、広告から推定される対象年齢と当該製品の製造事業者又は輸入事業者が設定した対象年齢が矛盾することとなり、使用年齢基準に不適合となる。

(3) 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと

「使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと」とは、製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の対象年齢の最低年齢が、機能、寸法その他の特徴が類似する他の製品に設定された対象年齢の最低年齢を上回らないことをいう。

(4) 「使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと

「使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと」とは、製品の製造事業者又は輸入事

業者が設定する当該製品の対象年齢の最低年齢が、特別な知識等を必要とすることなく、一般消費者が、自らの経験を踏まえ、当該製品の機能、寸法その他の特徴から、容易に推測できる製品の対象年齢の最低年齢を上回らないことをいう。

4 子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言

法第12条の2第2項の規定による使用に関して注意を促すための文言（以下「警告表示」という。）は、技術基準省令別表第2の2によるものとするが、その解釈は、次のとおりとする。

（1）使用に適した年齢

「使用に適した年齢」とは、技術基準省令別表第1の2に掲げる使用年齢基準に適合した製品の対象年齢をいう。対象年齢の表示においては、数字、記号、図形又は外国語のみからなる表示は「容易に理解できる方法」に含まれず、例えば、「対象年齢1歳～」、「2歳未満の子供には与えないください。」などの文言で表示することができる。「1+」のような、当該表示のみでは対象年齢の表示であることが一意に定まらないもの、「For Children Ages 1-3years」のような外国語であるものは、日本の一般消費者が「容易に理解できる方法」に当たらない。

（2）表示すべき文言

別表第2の2中「表示すべき文言」欄に記載されている文言のうち、「～旨」については、当該文言と文意が変わらない範囲において、必ずしも一語一句規定のとおりを要する文言を用いる必要がない文言であることを示すものである。

例えば、「引っ掛かることがないようにする旨」であれば、「引っ掛かることがないようにすること」「引っ掛からないようにしてください」等の文言がこれに当たり、「引っ掛かること」「取り付けること」等の明らかに文意の異なるものや日本語の表現として間違っているものなどは、これに当たらないこととする。

（3）乳幼児に絡まる可能性のあるひも

別表第2の2中、以下の要素における「乳幼児に絡まる可能性のあるひも」とは、合理的に予測可能な使用中に、過度の又は複雑な操作なしに、そのひもをもつれさせ「絡まってできる輪」¹や「引き結び」²を形成させる可能性のある付属物、「固定された輪」³、結び目、又

¹ 「絡まってできる輪」とは、ひもがねじられるか、又はもつれて形成される輪をいう。

² 「引き結び」とは、ひもを引っ張ると締まって周囲長が短くなる、ひもの中の輪をいう。

³ 「固定された輪」とは、ひもにある輪であって、その外周が、1つ又は複数の結び目、フック及びループ・ファスナー、バックル又は類似の留め具を含む永久的手段によって固定されているものをいう。

は類似の特徴が付いているひも⁴⁵⁶⁷をいう。また、「乳幼児に絡まる可能性のないひも」とは、「乳幼児に絡まる可能性のあるひも」に該当しないひもをいう。

(該当する要素)

- ① 「出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（引つ張り玩具を除く。）であつて、長さが300ミリメートルを超える乳幼児に絡まる可能性のないひもを含むもの」
 - ② 「出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが220ミリメートルを超え、300ミリメートル以下の乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの」
- (4) ベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひも別表第2の2中「揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひも」とは、揺りかご、ベビーベッド又は乳母車に取り付けるよう、又は壁や天井からベビーベッドの上に吊り下げることが意図した玩具のひもであつて、乳幼児の手の届かない範囲にあるように意図されたもので、ISO 8124-1:2022の4.11.2から4.11.8に適合しないものをいう。

5 表示の方式等

法第12条の2第2項の規定による使用に関して注意を促すための文言並びに法第13条第1項及び第3項の規定による表示を付す方法は、技術基準省令別表第5によるものとするが、その解釈は、次のとおりとする。

(1) 乳幼児用ベッドの表示の方法

前枠が開閉式又はスライド式の乳幼児用ベッド、及び床板の位置を変更できる乳幼児用ベッドについては、技術基準省令別表2の2で定める文言に加え、それぞれ以下①、②に示す図表示を付すこと。なお、図表示において、青色で枠を設け白地とし、文字は黒色で表示すること。また、エクスクラメーションマークの背景は黄地、矢印は赤色とし、これ以外の絵については青色とすること。なお、図表示は、使用者が一見して認識しやすい配置とすること、及びエクスクラメーションマークの背景の黄地以外について使用者が一見して認識し

⁴ ひもの長さは、玩具を固定し、ひもの軸に沿って、もう一方の端に、(25±2)Nの力を加える。ひもが玩具に取り付けられている点から、その端までの長さを、±1mmの精度で測定する。付属物がひもと同じ形状・形態の場合は、その部分もひも全体の一部として測定する。

⁵ 着脱具があるひもは、「着脱具分離試験」(注6参照)に従って試験したとき、複数の部品に分離し、部品が分離した後、継ぎ目の特性を変えず、また接合することができるものは、着脱具が外れた後、玩具に含まれている又は取り付けられている、いかなる「乳幼児に絡まる可能性のあるひも」も含まれる。

⁶ 「着脱具分離試験」は、ひもの一方の端を固定し、着脱具が固定点と他端の中間にくるようにして、ひもの軸に沿って、もう一方の端に(25±2)Nの力を5秒をかけて均等に加え、さらに10秒間維持する。着脱具が分離するかどうかを観察する。

⁷ 2本以上の「乳幼児に絡まる可能性のあるひも」が玩具の同じ位置に取り付けられている場合(例えば同じ固定点を使っている、又は同じところに縫い付けられている場合)、固定点から測定した時に最長となる2本のひもの長さの合計を、1本のひもの長さのみとする。

やすい他の色とすることを妨げない。

① 前枠が開閉式又はスライド式の乳幼児用ベッド



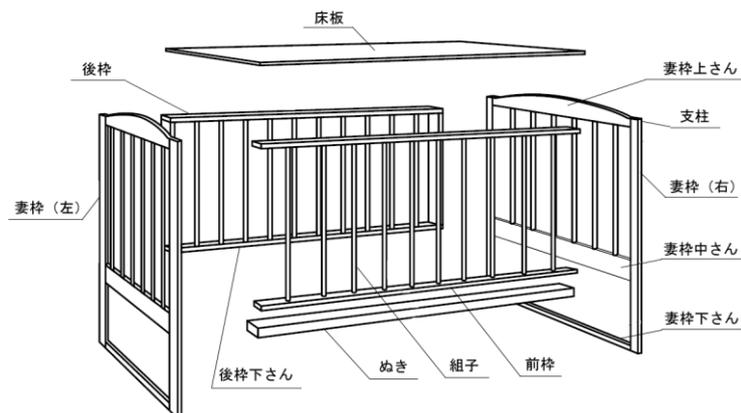
② 床板の位置を変更できる乳幼児用ベッド



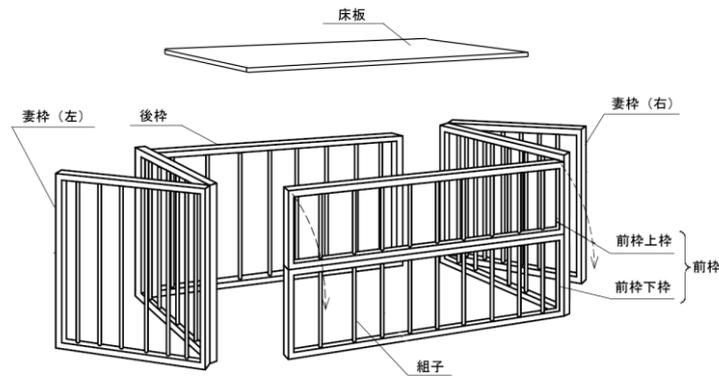
ただし、乳幼児がつかまり立ちができるようになった後（おおむね出生後5月以上）は床板を外して使用する旨を見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しているものにあつては、この限りでない。

また、乳幼児用ベッドの各部の名称は、以下のとおりとする。

専用型



サークル兼用型



(2) 乳幼児用玩具の表示の方法

製品の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示することを求めている。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。容器包装とは、製品を入れ、又は包むためだけに提供され、そこに対象年齢等を表示することについて製品との関連性が高いものをいう。他の製品を入れるためにも使用されるものであるマイバッグ、プレゼント用の包み紙、封筒等はその製品の容器包装に当たらない。

製品本体において、法第13条第1項及び第3項の規定による子供用特定製品の表示（以下「子供PSCマーク」という。）だけを表示し、警告表示を容器包装に表示することもできる。

また、容器包装がないなど、製品の表面及び容器包装の表面のいずれにも表示することが困難なものについては、附属する取扱説明書の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。なお、ぬいぐるみ等に縫い付けてあるタグは製品本体とみなし、ひも等で製品に附属させているタグは、製品に附属する取扱説明書とみなす。

子供PSCマーク及び警告表示は、製品本体に表示すると、製品が使用される際にいつでも使用者又は保護者が容易に確認できることになるが、製品本体が容器包装で覆われれば、一般消費者が製品購入前に確認することは困難となる可能性があるため、製品の購入前にも一般消費者が子供PSCマーク及び警告表示を確認できるようにすることが望ましく、製品本体に表示する場合は、容器包装、売り場での商品の説明等にも重複して表示を行うなど、一般消費者に対する分かりやすい情報の発信を行うことが望ましい。なお、店頭販売に限らず、インターネットを通じたオンライン取引、カタログ販売その他の一般消費者が購入時に製品を直接手に取って確認できない方法で購入する場合も同様とする。